

市第 130 号議案

第 8 期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・

認知症施策推進計画の策定

老人福祉法第20条の 8 第 1 項及び介護保険法第 117 条第 1 項の規定並びに認知症施策推進大綱に基づき、第 8 期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画を次のように定める。

令和 3 年 2 月 10 日提出

横浜市長 林 文 子

第 8 期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・

認知症施策推進計画

第 1 計画の考え方

1 よこはま地域包括ケア計画の趣旨

(1) 計画の位置付け

「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」は、老人福祉法第20条の 8 に基づく老人福祉計画と介護保険法第 117 条に基づき介護保険事業計画を一体なものとして策定する、市町村に義務付けられた、高齢者に関する保健福祉事業や介護保険制度の総合的な計画です。また「認知症施策推進計画」は、令和元年 6 月に国がまとめた認知症施策推進大綱に基づいて、横浜市が独自に策定するもので、これら 3 つの計画を合わせて「よこはま地域包括ケア計画」として位置付けています。

本計画は、第 7 期計画（平成30年度～令和 2 年度）の終了に伴い、新たに第 8 期計画（令和 3 年度～ 5 年度）を策定し

たものです。

横浜市では、第6期計画から「よこはま地域包括ケア計画」を、横浜型地域包括ケアシステムの構築を中長期的に進めていくための計画として位置付け、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる2025年に向けた施策や取組を進めてきました。本計画では、2025年に向けた横浜型地域包括ケアシステムの構築を引き続き進めるとともに、団塊ジュニア世代が65歳以上の高齢者となり、高齢者数がピークを迎える2040年に向けて、効率的・効果的な高齢者施策を実施し、老後に対する「不安」を「安心」に変えていきます。

本計画で構築を進める横浜型地域包括ケアシステムは、65歳以上の高齢者を主な対象としていますが、2040年を見据え、多くの市民が高齢期の「自分らしい暮らし」の実現に向けてあらかじめ準備・行動できるよう、取り組んでいきます。

横浜型地域包括ケアシステムが目指す地域づくりは、高齢者をはじめ、子ども、障害のある人など、多くの市民が共有することのできる地域共生社会の基盤の一つとなっていく予定です。そのため、横浜型地域包括ケアシステムを効果的に機能させていくために、高齢福祉分野だけでなく、多分野での連携・協働の下に構築を進めていきます。

(2) 計画の期間

本計画の計画期間は令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）までの3年間です。

(3) 計画の評価・点検

本計画では、被保険者数や要介護認定者数、サービスの利

用状況について、令和3年度から令和5年度の3年間の見込み量を定めるとともに、計画全体の達成状況を把握するための成果指標や事業量を独自に設定しています。

計画の推進に当たっては、PDCAサイクルを活用して、年度毎に各施策の実施状況や目標の達成状況を振り返り、計画の進捗状況を評価するとともに、達成状況を踏まえた課題の検証・分析を行い、次年度以降の取組に生かしていきます。

また、これらの評価・点検の実施に当たっては、介護保険運営協議会で報告、審議するとともに、その過程を一般に広く公開することとします。

2 横浜市の高齢者を取り巻く状況

(1) 今後の課題

ア 地域共生社会の実現に向けた地域づくりを目指して

主な課題

地域活動の担い手の高齢化が進み、活動を継続・発展させるための支援の充実が必要です。また、40～64歳の世代に対する健康づくりや地域活動等の社会参加に向け、各事業が連動した情報提供や動機付けが必要です。

イ 地域生活を支えるサービスの充実と連携強化を目指して

主な課題

地域の課題解決に向けた連携の場としての地域ケア会議の活用を更に進めていく必要があります。在宅医療と介護に関わる人材育成の強化のために、関係者向けの研修機会等を更に充実させる必要があります。

ウ 認知症にやさしい地域を目指して

主な課題

認知症サポーターが活動につながるための研修や取組が必要です。また、若い世代や企業等への認知症理解の向上や基本的知識の習得に向けた啓発活動が必要です。さらに、認知症初期集中支援チームの対応力の向上や医療・介護の専門職における認知症に対する理解促進と権利擁護の推進が必要です。

エ ニーズや状況に応じた施設・住まいを目指して

主な課題

市民の住まいや介護施設に対するニーズの増加・多様化への対応、高齢者住宅・住まいの相談センターの認知度向上と利用促進、施設サービスの質の向上が必要です。

オ 安心の介護を提供するために

主な課題

コロナ禍により海外からの介護人材の受入れが停滞しているため、今後、入国制限が解除された場合には速やかな対応が必要です。また、介護人材の質と量のバランスを踏まえた確保策の検討や既存人材のスキルアップのための研修等の充実も必要です。

カ 地域包括ケアの実現のために

主な課題

介護施設での業務の効率化やより効果的な情報発信のために ICT 等を活用する必要があります。

3 計画の基本目標と横浜型地域包括ケアシステム

(1) 横浜型地域包括ケアシステムの目的

横浜市では、市全体で地域包括ケアシステムの目標を定めるとともに、18区の各区域や地域ケアプラザ（地域包括支援センター）を中心とした日常生活圏域単位で、地域特性に応じた地域包括ケアシステムの構築に取り組みます。

(2) 横浜型地域包括ケアシステム～目指す将来像～

ア 2025年の目指す将来像

地域で支え合いながら、介護・医療が必要になっても安心して生活でき、高齢者が自らの意思で自分らしく生きることができる。

イ 2040年に向けて

横浜市の将来人口推計では、今後、総人口の減少が続きますが、高齢者人口は2045年まで増え続けます。2040年には85歳以上人口が急速に増加し、介護や医療ニーズが増大します。

2025年以降も介護・医療の需要が増大し続ける中で、限られた人材と財源の中、介護予防・重度化予防の推進や中重度の要介護者等を支える地域の仕組みづくり、看取りへの対応など、2040年に向けて「横浜型地域包括ケアシステム」を基に、効率的・効果的な高齢者施策を実施していきます。

(3) 第8期計画の基本目標

基本目標

ポジティブ・エイジング～誰もが、いつまでも、どんなときも、自分らしくいられる「横浜型地域包括ケアシステム」

を社会全体で紡ぐ～

第 2 計画の具体的な展開

1 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の施策の展開

(1) 地域共生社会の実現に向けた地域づくりを目指して

地域との協働により、介護予防・健康づくり、社会参加、生活支援を一体的に進めることで、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、つながり・支え合う地域づくりを進めます。

高齢者になる前からの健康維持や地域活動等への社会参加の機会を充実し、各種取組を進めます。

ア 介護予防・健康づくり

施策の方向性

介護予防や健康づくりに取り組むことができるよう、個々の健康状態、関心に応じて参加できる通いの場が充実した地域づくりを推進します。また、一人ひとりが生きがいや役割を持って多様な社会参加をすることで、介護予防や健康づくりが推進できる体制を構築します。

イ 社会参加

施策の方向性

高齢者がこれまで培った知識・経験を生かし「地域を支える担い手」として活躍できる環境の整備を進め「活力のある地域」を目指します。また、社会参加することにより、介護予防・健康づくりにつながる仕組みづくりを推進します。

ウ 生活支援

施策の方向性

高齢者一人ひとりができることを大切にしながら暮らし続けるために、地域住民、ボランティア、NPO法人及び民間企業など多様な主体が連携・協力し、必要な活動やサービスが得られる地域づくりを推進します。

(2) 地域生活を支えるサービスの充実と連携強化を目指して

医療・介護が必要になっても、地域で安心して暮らし続けられるよう、在宅生活を支える医療、介護、保健・福祉の充実を図ります。

医療・介護の連携など、多職種連携の強化を進め、利用者の状況に応じた必要なケアを一体的に提供することができる体制を構築します。

ア 在宅介護・リハビリテーション

施策の方向性

可能な限り住み慣れた地域での生活を継続できるよう、在宅生活を支えるサービスの充実とともに、特に24時間対応可能な地域密着型サービスの整備・利用を推進します。

イ 在宅医療・看護

施策の方向性

医療・介護が必要な場面に応じて適切なサービスを提供するために、在宅医療連携拠点を軸とした医療・介護連携の強化と、人材の確保・育成等の在宅医療提供体制の構築を推進します。

また、在宅医療の市民理解促進のため普及・啓発を進めます。

ウ 保健・福祉

施策の方向性

地域包括ケアシステムの構築に向けて、中心的な役割を担う地域ケアプラザの強化を図ります。

また、一人暮らし高齢者や認知症高齢者の増加に対し、高齢者の権利擁護、見守り合う体制づくり等に取り組みます。

エ 医療・介護・保健福祉の連携

施策の方向性

利用者の状況に合わせて適切な支援ができるよう、医療・介護・保健福祉の専門職等が連携した一体的なサービスの提供体制を推進します。

また、多職種間や地域との連携を強化するとともに、包括的・継続的なケアマネジメントを推進します。

(3) ニーズや状況に応じた施設・住まいを目指して

日常生活に支援や手助けが必要になっても、個々の状況に応じた選択が可能となるように、必要な施設や住まいの場を整備します。

自分らしい暮らしの基礎となる施設・住まいに関する相談体制を充実し、個々の状況に応じたサービスを選択できるよう支援します。

ア 個々の状況に応じた施設・住まいの整備・供給

施策の方向性

要介護者から要支援者等まで、利用者のニーズに対応した施設・住まいを整備します。

特に介護需要の増大に対応するため、特別養護老人ホー

ム・認知症高齢者グループホーム等の施設等について必要な整備量を確保するとともに、個室ユニットケアを進めます。

イ 相談体制・情報提供の充実

施策の方向性

多様化する高齢者の施設や住まいについて、身近な場所できめ細かな情報提供や相談対応を行うために「高齢者施設・住まいの相談センター」や「施設のコンシェルジュ」の充実に取り組みます。

(4) 安心の介護を提供するために

増大する介護ニーズに対応し、質の高いサービスを安定的に提供するため、①新たな介護人材の確保、②介護人材の定着支援、③専門性の向上を3本の柱として総合的に取り組みます。

ア 新たな介護人材の確保

施策の方向性

若年者、中高年齢者、海外からの介護人材など様々な人材層を対象に、新たな介護人材の確保と将来の介護人材の養成に取り組みます。

イ 介護人材の定着支援

施策の方向性

働きやすい職場づくりや介護職員の負担軽減等を行い、介護職員の定着支援を推進します。

ウ 専門性の向上

施策の方向性

介護現場の中核を担う人材の育成、専門性向上のための研修の実施、多職種連携による情報の共有など、介護人材の専門性を高める取組を推進します。

(5) 地域包括ケア実現のために

介護や医療が必要になっても自分らしい生活を実現するために、あらかじめ準備・行動できるように市民意識の醸成に取り組めます。

介護サービスに関する情報を分かりやすく発信するとともに適正なサービスの量の確保と質の向上を図り、横浜型地域包括ケアシステムの充実に取り組めます。

ア 高齢期の暮らしについて、準備・行動できる市民を増やすために

施策の方向性

高齢期の暮らしに対する「不安」を「安心」に変えられるよう、介護や医療が必要になっても自分らしい生活を実現するために、多くの市民が高齢期の「自分らしい暮らし」の実現に向けてあらかじめ準備・行動することの大切さを実感できるような広報・啓発に取り組めます。

イ 高齢者にやさしい安心のまちづくり・ICTを活用した環境整備

施策の方向性

医療と介護のデータを活用して地域の医療・介護の状況を正確に把握し、医療・介護分野の調査分析、研究を促進することにより、質の高いサービス提供体制の構築を推進します。また、ICT技術も活用しながら、高齢者を含む

全ての人にやさしいまちづくりをソフトとハードの両面で進めます。

ウ 介護サービスの適正な量の提供及び質の向上

施策の方向性

介護サービスを必要としている人が質の高いサービスを受けられるよう、適正な事務執行の実施や事業者の評価、指導・監査体制の強化を図ります。

エ 高齢者が適切な制度・サービスを選択できるための広報、情報提供

施策の方向性

利用者やその家族が適切にサービスを選択できるよう、様々な媒体を通じて、各種制度やサービス事業者の周知・広報を進めます。

オ 苦情相談体制の充実

施策の方向性

利用者が安心してサービスを利用できるよう、身近な場所で苦情相談できる体制を確保するとともに、苦情内容に対して、関係機関で連携し迅速かつ的確な対応を行います。

(6) 自然災害・感染症対策

地震、風水害、感染症など、地域や施設での生活環境へのリスクの高まりに対して、介護施設等向けに、防災や感染症対策に関する研修等を実施します。

必要な物資の調達や支援・応援体制を構築するなど緊急時の備えを充実します。

ア 緊急時に備えた体制整備・物資調達

施策の方向性

地震、風水害、感染症など、地域や施設での生活環境へのリスクの高まりに対して、事前の備えを充実させるとともに、緊急時の対応力の強化を図ります。

イ 防災・感染症予防対応力の向上に向けた研修・啓発

施策の方向性

平時からの準備と自然災害・感染症発生時に適切な対応ができるよう、研修等を行います。

2 認知症施策推進計画の施策の展開

認知症を我が事ととらえ、周囲や地域の理解と協力の下、認知症の本人が希望を持って前を向き力を生かしていくことで、住み慣れた地域の中で尊厳を保ちながら自分らしく暮らし続けることができる社会を目指します。

発症以前からの理解、発症の気づきと適切な医療・介護、継続的な社会とのつながりや地域の見守りなど、多くの人々が認知症の備えを進めるための施策に重点を置きます。

自立した生活が困難になっても医療や介護等の体制が構築され適切に提供されることで、その人らしく生活できる社会を目指します。

(1) 正しい知識・理解の普及

施策の方向性

認知症の人やその家族が地域の中で自分らしく暮らし続けられるよう、認知症に関する正しい知識の普及を進め、認知症への社会の理解を深めます。

(2) 予防・社会参加

施策の方向性

認知症の人が社会から孤立せず、継続的に社会とつながることができる取組を推進します。

(3) 医療・介護

施策の方向性

本人や家族、周囲が認知症に気づき、早期に適切な医療・介護につなげることにより、本人・家族がこれからの生活に備えることのできる環境を整えます。また、医療従事者や介護従事者等の対応力の向上を図ります。

(4) 認知症の人の権利

施策の方向性

認知症の人の視点を踏まえながら、家族や地域、関わる全ての人が認知症の人の思いを理解し、安全や権利が守られるよう、施策を推進します。

(5) 認知症に理解ある共生社会の実現

施策の方向性

様々な課題を抱えていても、一人ひとりが尊重され、その本人に合った形での社会参加が可能となる「地域共生社会」に向けた取組を進めます。また、若年性認知症の人や介護者が相談でき、支援を受けられる体制を更に推進します。

提 案 理 由

老人福祉法第20条の8第1項及び介護保険法第117条第1項の規定並びに認知症施策推進大綱に基づき、第8期横浜市高齢者保健福

市第 130 号

祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画を策定する必要がある
ので、横浜市議会基本条例第13条第3号の規定により提案する

。

参 考

老人福祉法（抜粋）

（市町村老人福祉計画）

第 20 条の 8 市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。

（第 2 項から第 10 項まで省略）

介護保険法（抜粋）

（市町村介護保険事業計画）

第 117 条 市町村は、基本指針に即して、3 年を 1 期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

（第 2 項から第 13 項まで省略）

